

|     |         |      |      |     |         |           |
|-----|---------|------|------|-----|---------|-----------|
| 日本語 | English | 简体中文 | 繁體中文 | 한국어 | español | português |
|-----|---------|------|------|-----|---------|-----------|


文字サイズ | | 背景色 | |
サイトマップ

トップ
いとまん 観光ナビ
事業者の方へ
行政情報

TOP > 組織 > 政策推進課

TOP > 分野 > 市政に関する計画, お知らせ, パブリックコメント

いいね！ 0

## 「糸満市地域公共交通網形成計画（案）」に関する意見の募集（パブリックコメント）

2020年1月27日

### 1. 意見の募集

糸満市では地域全体の公共交通のあり方や課題を整理し、公共交通の役割と目標を定め、目標達成に向けた住民・交通事業者・行政等の役割を明確にすることを目的に「糸満市地域公共交通網形成計画（案）」を作成しました。

つきましては、糸満市パブリックコメント手続要綱（平成28年糸満市訓令第6号・糸満市教育委員会訓令第8号）に基づき、市民の皆さまからの意見を募集します。

### 2. 公表資料

- （案）概要版.pdf(3.34MBytes)
- （案）本編1.pdf(7.27MBytes)
- （案）本編2.pdf(3.9MBytes)

### 3. 実施期間

**令和2年1月24日（金）から令和2年2月14日（金）までの22日間**

※期間短縮理由

糸満市地域公共交通網形成計画は、市民アンケート・学生アンケート・観光客ヒアリング・市民ワークショップ・庁内ヒアリング・事業者ヒアリング等により、多くの市民や市の公共交通に関りのある方からご意見を頂き、糸満市地域公共交通会議幹事会を経て、令和2年1月21日（火）に行われた第3回糸満市地域公共交通会議にて、案の承認が得られました。

今回パブリックコメントを行い、多くの市民の方からのご意見を考慮し、最終案を令和2年2月18日（火）開催予定の、第4回糸満市地域公共交通会議に提出したいと考えております。当会議の承認を得て年度内に策定するために、意見公募期間を短縮するものです。

### 4. 公表資料の閲覧方法

- ・糸満市ホームページ
- ・糸満市役所4階 政策推進課カウンター

※政策推進課カウンターでの閲覧は、祝日・休日を除く8時30分から17時15分までとなります。

### 5. 意見の提出方法

#### □ 提出方法について

次の1、2、3のいずれかの方法で意見を提出してください。

#### 1 郵送・窓口

〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地（市役所4階）

糸満市 企画開発部 政策推進課 宛



※郵送の場合は、2月14日（金）までに必着でご発送ください。

2 メール

[seisaku@city.itoman.lg.jp](mailto:seisaku@city.itoman.lg.jp)

3 FAX

098-840-8157

□ 様式について

下記の様式を使用し、必要事項を記入して提出してください。

※必要事項（住所・氏名）が記入されていれば、任意の様式でも受け付けをすることができます。

[意見記入様式.docx\(18.6KBytes\)](#)

## 6. 意見を提出できる人

- ・糸満市内に住所を有する人
- ・糸満市内に事務所または事業所を有する人（企業・団体など）
- ・糸満市内にある事務所または事業所に勤務する人
- ・糸満市内にある学校に在学する人
- ・糸満市に対して納税義務を有する人（企業・団体など）

## 7. 留意事項

- ・糸満市パブリックコメント手続要綱第5条第3項の規定に基づき、住所、氏名を記入してください。
- ・また、企業・団体などが提出する場合は、所在地、名称、代表者氏名を記入してください。
- ※記入がないものについては、受け付けることができません。
- ・提出された個人情報については、ほかの目的に利用、提供しないとともに、適正に管理します。
- ・意見は原則として公開します。公開を希望しない場合は、意見提出の際にその旨を記入してください。
- ・ただし、公開を希望しない場合の意見は、糸満市の考え方を示すことができない場合があります。
- ・電話による意見の受け付けはできません。

## 8. 意見の取り扱い

- ・提出された意見を考慮して、「糸満市地域公共交通網形成計画」を策定します。
- ・提出された意見に対する糸満市の考え方は、Q&A方式により糸満市ホームページに公開します。
- ※類似の意見は適宜整理し、まとめて公開することがあります。
- ・意見は具体的に記入してください。賛否の結論だけや趣旨が不明確なものは、糸満市の考え方を示すことができない場合があります。
- ・本意見募集と関係のない意見は公開しません。
- ・意見に対し個別に回答はしません。

### お問い合わせ

政策推進課

政策推進係

電話：098-840-8122

ファクシミリ：098-840-8157

[戻る](#)

| [このサイトについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [著作権について](#) | [免責事項](#) |

◆ 糸満市役所 ◆

開庁時間：月曜日から金曜日（祝日・休日・12月29日～1月3日を除く）

8時30分から12時00分まで、13時00分から17時15分まで

糸満市（法人番号 5000020472107）

住所：〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

代表電話：098-840-8111 ファックス：098-840-8112

Copyright © 2013 City Itoman All Rights Reserved.



# 糸満市地域公共交通網形成計画（案）【概要版】

## ◆本計画策定の背景◆

本編  
P 1

糸満市では平成 24 年度から新しい公共交通の検討事業を実施してまいりました。（右図参照）

今後、持続的な糸満市の公共交通を検討するにあたっては、市の現状や問題点、交通課題等を踏まえた上で、中長期的視点で様々な公共交通を網羅したネットワークを面的に形成することが重要です。

そこで、糸満市では地域全体の公共交通のあり方や課題を整理し、公共交通の役割と目標を定め、目標達成に向けた住民・交通事業者・行政等の役割を明確にすることを目的に「糸満市地域公共交通網形成計画」を策定します。

|                                                 |                           |
|-------------------------------------------------|---------------------------|
| 【平成24年度】新しい公共交通検討事業（基礎調査）                       |                           |
| 【平成25年度】新しい公共交通検討事業（那覇空港直行バス路線実証実験計画策定）         |                           |
| 【平成26年度】新しい公共交通検討事業<br>糸満市～那覇空港直行バス<br>路線実証実験準備 | 糸満市地域観光交通<br>運行計画策定       |
| 【平成27年度】<br>糸満市～那覇空港直行バス<br>路線実証実験              | 【平成27年度】<br>糸満市地域観光交通実証実験 |
| 【平成28年度】<br>糸満市～那覇空港直行バス路<br>線実証実験              | 【平成28年度】<br>糸満市地域観光交通実証実験 |
| 【平成29年度】糸満市地域観光交通試験運行準備業務                       |                           |
| 【平成30～32年度】糸満市地域観光交通試験運行                        |                           |

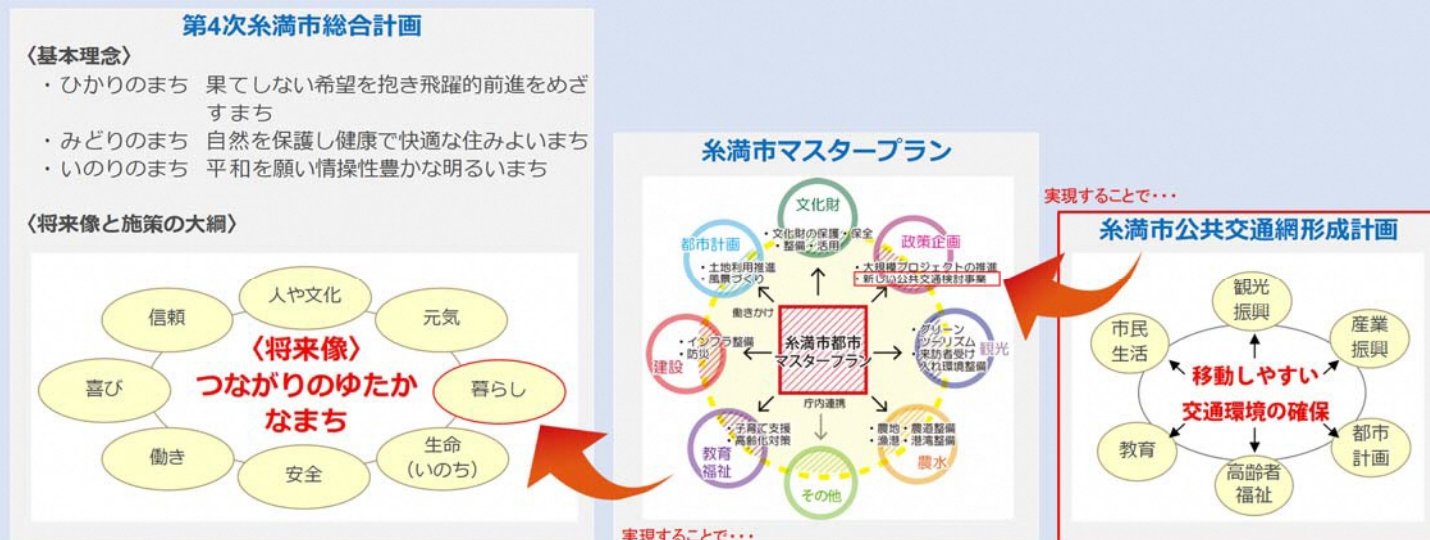
【令和元年度】  
糸満市地域公共交通網形成計画の策定

## ◆計画策定の目的◆

本編  
P 2

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第 5 条）では、地域公共交通網形成計画とは、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものとされています。この計画を策定することで、地域の取組が計画的に進められ、持続可能な地域公共交通網の形成が図られることを目的としています。

糸満市では、網形成計画を上位計画である糸満市マスタープラン（H30 年 8 月）の将来像である「つながりが生み出す新しいまちのカタチ～ネットワークによる都市機能の再編に向けて～」を実現するために、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするマスタープランとして位置づけます。

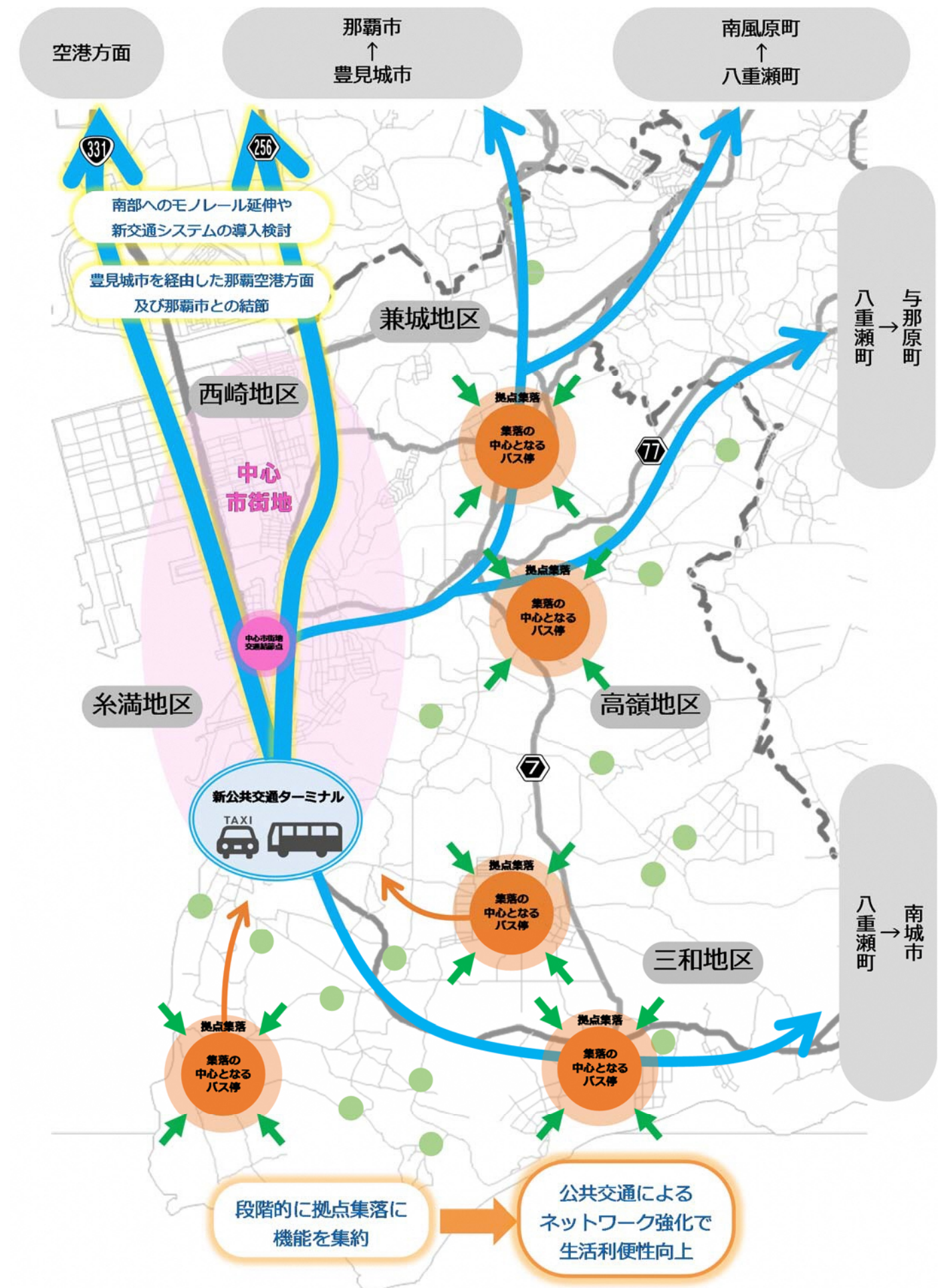


▲糸満市の上位計画における網形成計画の位置付け

## ◆都市マスタープランと連動した将来ネットワーク形成イメージ◆

本編  
P 59

都市マスタープラン等の関連計画との有機的連携を図り、段階的に公共交通網を整備します。



# 糸満市地域公共交通網形成計画の全体像

地域が目指すべき将来像（糸満市都市マスタープランより）  
つながりが生み出す新しいまちのカたち

【計画の区域】本計画の対象区域は、市全体とします

【計画の期間】令和2年度～令和6年度とします

